

令和5年度 市民税・県民税兼国民健康保険税の 申告が始まります

市民税課 ☎861-3328

郵送での申告

2月16日(木)～3月15日(水)

※当日消印有効

すべての申告手続きが、郵送で可能です。

●源泉徴収票や控除の証明書(生命保険料など)、医療費控除の明細書など必要書類(コピー)の添付が必要です。

●事業・不動産収入は、帳簿や領収書の添付は不要です。※申告書裏面の内訳を記載し、帳簿や領収書は項目別に整理して、所定の期間ご自身で保管が必要です。

●郵送による所得税の還付申告等の手続きは、那覇市での受け付けはできません。税務署へ直接お問い合わせください。

※記入漏れや資料不備のないようご注意ください。

詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

会場での申告

申告受付期間

2月16日(木)～3月15日(水)

平日9時～16時

※土日は2月25日(土)と3月5日(日)のみ受付します。

2～3時間の待ち時間が発生することがあります。事前予約のうえ、会場ください。

2月1日(水)から事前予約の受付開始。

事前予約と申告会場の混雑状況確認はこちらから↓

会場 タイムスビル2階・3階
(久茂地2-2-2)

※本庁舎各支所では手続きできません



申告会場(タイムスビル)には、専用駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。



住民税(市民税・県民税)の申告あなたは必要?



申告受付停止期間

3月16日(木)～5月31日(水)

新年度の課税準備のため、申告受付を停止します。申告受付は6月1日(木)から本庁舎(3階38番窓口)にて再開します。

※行政サービスなどをご利用予定の方は、期限内申告をお忘れなく!

確定申告は、スマホやパソコンでできる電子申告 e-Tax が便利です!

電子申告 e-Tax が便利です!

1. 源泉徴収票(スマホなら自動反映機能あり)や医療費の領収書などは内容を入力して送信することにより提出を省略できます。
2. 還付金を早く受け取ることができます。



e-TAX (国税電子申告・納税システム)

要介護・要支援認定を受けているみなさんへ

所得税・住民税が課税されている本人、または本人を扶養している人が所得の申告をする際に、次の証明書を提出することで所得の控除を受け、税が減額される場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。

◆障害者控除対象者認定書

次のすべてを満たす場合に交付します。

- 要介護・要支援認定を受けている65歳以上の本人
- 障害者手帳などの交付を受けていない人
- 介護認定の内容が税法上の障害者・特別障害者に当てはまる人

◆成人用おむつ代の医療費控除証明書

次のすべてを満たす場合に交付します

- おむつ代の医療費控除を受けるのが継続して2年目以降の人
- 介護認定の際に取得した主治医意見書に「寝たきり」かつ「尿失禁の可能性がある」と記載されている人

問 ちやーがんじゅう課 認定グループ

☎861-1274

国民健康保険税納付額通知書のオンライン申請

確定申告などに用いる納付額通知書が、オンライン申請できるようになりました。QRコードを読み取り、専用フォームから申請してください。



申請受付期間▶3月15日(水)まで

※令和4年分のみ対象(令和3年分以前はオンライン申請できません)

※従来通り、国民健康保険課15番窓口でも申請を受け付けています。

問 国民健康保険課 ☎862-4262

軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)で車検時の納税証明書が原則不要になります

令和5年1月から、軽自動車の納税情報を軽自動車検査協会で確認できる軽JNKSの運用が始まり、車検時の軽自動車税(継続検査用)納税証明書の提示が原則不要になります(二輪の小型自動車は従来とおり必要です)。



軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

軽JNKS

納付情報 ↑ 登録



市区町村



地方税共同機構ホームページ

- ただし、下記の場合は従来とおり紙の納税証明が必要となる場合があります。
- ・納付したばかりで、納付情報が登録されていない場合
 - ・中古車の購入直後の場合や他市区町村へ引越した直後の場合
 - ・対象車両に過去の未納がある場合

軽JNKSの詳細は地方税共同機構ホームページをご確認ください。

問 市民税課 ☎862-9903

ハンセン病元患者のご家族へ ～対象となる方々に「補償金」を支給します～

- この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。
- 請求に関する情報が、請求から受給まで、請求者及びその指定する者以外に知られることが無いように配慮しています。
- 秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。



厚生労働省 補償金担当窓口

電話番号 03-3595-2262

受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 検索

対象者	(ア) 配偶者(事実婚も含む) (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び配偶者の親・子等	補償金額 180万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の配偶者及び配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい	補償金額 130万円

※同居など一定の要件が必要な場合があります。